泊発電所	3号炉審査資料
資料番号	資料3-9
提出年月日	令和5年3月15日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 技術的能力 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な 措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基 準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.5.0)	全般	全角/半角の修正,改行位置の修正,文字の色塗りの修正(塗り忘れ,色間違い)を実施 (修正箇所のマーキングは未実施)	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.16原子炉制御室の居住性等に関する手順等(SAT116-9 r.5.0)	とりまとめた資料-1	1-1) b. 2ポツ目 技術的能力1.16ヒアリングコメント反映 可搬型照明(SA)を緊急用コンセントに接続しておくことの悪影響が無いことを追記した。(下線部参照) (新)なお、緊急用コンセントの負荷容量5Aに対し、中央制御室で使用する可搬型照明(SA)3個の負荷は約1Aとなるため、緊急用コンセントの負荷容量には十分な余裕がある。また、他の設備との同時使用を想定した場合における最大負荷約3.5Aに対しても十分な余裕があることから、可搬型照明(SA)を緊急用コンセントに接続しておくことによる悪影響は無い。	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.16原子炉制御室の居住性等に関する手順等(SAT116-9 r.5.0)	とりまとめた資料-2	技術的能力1.16ヒアリングコメント反映 2-1)設備の相違 No① 5ポツ目 遠隔操作をするBーアニュラス排気ダンパの操作について、先行プラントの 実績を踏まえて相違理由の記載を充実した。 (旧)・・・高線量エリアとなるため、操作ハンドルを移設し遠隔操作を行う 方針としている。先行PWRプラントに同様の設備はないが、本ダンパの操作 ハンドルは、通常の運転操作において使用する設備と同様のものであり、容 易に操作することが可能な設計としているため、円滑に作業することができる。本ダンパの 開操作を含めたアニュラス空気浄化ファンの起動は・・・ (新)・・・高線量エリアとなるため、ユニハンドラ装置によりダンパ本体に 設置された操作ハンドルを遠隔手動操作する方針としている。 (「添付資料 1.16.12 アニュラス空気浄化設備の運転操作手順」参照) ユニハンドラ装置による遠隔手動操作は、先行PWRプラントのアニュラス空気浄化設備において実績のある操作方法ではないが、玄海3/4号炉の「技術的能力1.3 原子炉冷却材圧力ダウンダリを減圧するための手順等」のうち「1.3.2.6 インターフェイスシステムLOCA発生時の手順」における破損側余熱除去系統の隔離操作でも同様に用いられているものである。当該ダンパの遠隔操作を含めたアニュラス空気浄化ファンの起動は・・・	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.16原子炉制御室の居住性等に関する手順等(SAT116-9 r.5.0)	とりまとめた資料-3	設備の相違 No③ 相違理由欄の2ポツ目他社実績を追記(下線部参照)(旧)・泊3号炉は・・手動によるダンパの閉処置(試料採取室排気隔離ダンパ閉処置)を実施する。(新)・泊3号炉は・・・手動によるダンパの閉処置(試料採取室排気隔離ダンパ閉処置)を実施する。このダンパの閉処置(試料採取室排気隔離ダンパ閉処置)を実施する。このダンパの閉処置(試料採取室排気隔離ダンパ閉処置)は、アニュラス空気浄化設備において先行PWアプラント実績のないものであるが、泊3号炉の中央制御室空調装置の運転手順におけるダンパ処置と同様の操作であるため、容易に作業可能である。なお、泊3号炉の中央制御室空調装置の運転手順におけるダンパ処置は、川内1/2号炉、玄海3/4号炉、伊方3号炉、大飯3/4号炉、高浜1/2/3/4号炉及び美浜3号炉も同様に実施しているものである。	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な 措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.5.0)	とりまとめた資料-5	運用の相違 No① 相違理由欄の3ポツ目 新たな相違理由を追記するとともに他社実績を反映(下線部参照) (新) ・泊3号炉の全面マスク着用の手順着手の判断基準は、泊3号炉の炉心損傷 の判断基準である炉心出口温度350℃以上及び格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ)1×10 ⁵ mSv/hを「及び」ではなく「又は」の条件にすることで、炉心損傷前にマスク着用を判断し、確実に被ばく防護を図る方針としているため、先行プラント実績のない判断基準となっている。	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な 措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基 準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.5.0)	とりまとめた資料-6	記載方針の相違 No① 相違理由欄の3ポツ目 他社実績を追記(下線部参照) (旧) ・泊3号炉は・・・定義は記載しないこととしている。 (新) ・泊3号炉は・・・定義は記載しないこととしている。 <u>泊3号炉の要員名称</u> の定義を記載しない方針は、伊方3号炉と同様である。	

No	資料名称	該当ページ	適正化內容	備考
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.5.0)	1. 16-1, 2, 6, 7, 10, 12, 13, 14, 15, 16, 21, 26, 30, 32	相逢理由について、他社実績を追記(下線部参照)	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等(SAT116-9 r.5.0)	1. 16-1	 1. 16. 1(1) a. (b) 相違理由他社実績を追記(下線部参照) (旧)【女川】記載表現の相違(新)【女川】記載表現の相違・女川の技術的能力1. 18と同様の記載 	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.16原子炉制御室の居住性等に関する手順等(SAT116 r.5.0)	1. 16–2, 27	1.16.2.3(1) 記載表現の適正化(下線部参照) (旧)(1)アニュラス空気浄化設備の運転手順等 (新)(1)アニュラス空気浄化設備の運転手順	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.5.0)	1. 16–2, 33	同上 また、相違理由を追記した。(下線部参照) (新) 【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等(SAT116-9 r.5.0)	1.16-2	1.16.2.3(1)b. 相違理由 脱字訂正(下線部参照) (旧)大飯は、アニュラス空気設備の空気作動式の・・・ (新)大飯は、アニュラス空気 <u>浄化</u> 設備の空気作動式の・・・	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等(SAT116 r.5.0)	1.16-3	添付資料名称の適正化(下線部参照) (旧) 添付資料1.16.6 中央制御室空調装置ダンパ開及び閉処置 (新) 添付資料1.16.6 中央制御室空調装置ダンパ開及び閉処置 <u>手順</u>	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.16原子炉制御室の居住性等に関する手順等(SAT116-9 r.5.0)	1. 16-3	同上	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.16原子炉制御室の居住性等に関する手順等(SAT116r.5.0)	1.16-3	添付資料名称の適正化(下線部参照) (旧)添付資料1.16.12 アニュラス全量排気弁操作用可搬型窒素ガスボンベ によるアニュラス空気浄化設備の運転操作手順 (新)添付資料1.16.12 アニュラス空気浄化設備の運転操作手順	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.16原子炉制御室の居住性等に関する手順等(SAT116-9 r.5.0)	1. 16-3	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.16原子炉制御室の居住性等に関する手順等(SAT116r.5.0)	1. 16-3	添付資料1.16.14 解釈一覧 解釈一覧の項目について適正化(下線部参照) (旧) 1.判断基準の解釈一覧 2.操作手順の解釈一覧 3.弁番号及び弁名称一覧 (新) 1.操作手順の解釈一覧 2.弁番号及び弁名称一覧	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.16原子炉制御室の居住性等に関する手順等(SAT116-9 r.5.0)	1.16-4	同上 また、相違理由を修正した。(下線部参照) (旧) ・泊は、各対応手段の <u>「手順着手の判断基準」及び</u> 「操作手順」に対する・・・ (新) ・泊は、各対応手段の「操作手順」に対する・・・	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.16原子炉制御室の居住性等に関する手順等(SAT116-9 r.5.0)	1.16-4	大飯、女川の添付資料「手順のリンク先について」の相違理由について,他 社実績を追記(下線部参照) (旧) ・泊は・・・手順のリンク先を整理した添付資料はない。 (新) ・泊は・・・手順のリンク先を整理した添付資料はない。 (高浜1/2と同様)	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.16原子炉制御室の居住性等に関する手順等(SAT116-9 r.5.0)	1. 16-6	技術的能力1.16ヒアリングコメント反映 「(1) 対応手段と設備の選定の考え方」において、女川が非常用照明を設計 基準事故対処設備と位置付けているのに対し、泊は無停電運転保安灯を設計 基準対象施設としていることの相違理由について、他社の状況を補足した。 (旧)・・・設計基準対象施設としている。(柏崎、東海第二、島根と <u>同様</u>) (新)・・・設計基準対象施設としている。(柏崎、東海第二、島根も泊の 「無停電運転保安灯」に相当する照明設備を設計基準対象施設(DB11条での 整理)としている。)	
20	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等(SAT116 r.5.0)	1. 16-7, 8, 34	放射性物質濃度を低減するための設備を追加(下線部参照) (新) <u>ホース・弁</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等(SAT116-9 r.5.0)	1. 16-9, 42	同上	
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等(SAT116 r.5.0)	1. 16-9, 33, 34	b. 手順等 2パラグラフ目, 第1.16.1表 脱字修正(下線部参照) (旧) 事象の判別を行う運転手順等 (新) 事象の判別を行う運転手順書等	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等(SAT116-9 r.5.0)	とりまとめた表-7 1.16-10,42	同上	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等(SAT116-9 r.5.0)	1. 16-10	(b)項 相違理由 他社実績を追記(下線部参照) (旧) ・泊は・・・重大事故当対処設備と位置付けている。 (新) ・泊は・・・重大事故当対処設備と位置付けている。(柏崎と同様)	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な 措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.5.0)	1. 16–10, 29	重複記載となっている相違理由,誤って記載していた相違理由を削除した。 (下線部参照) 【p. 1. 16-10 (b)項】 (旧) 【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映) 【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映) 【p. 1. 16-26 (c)項】 (旧) 【女川】記載表現の相違 【p. 1. 16-29 (1)項】 (旧) 【女川】記載表現の相違	
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等(SAT116 r.5.0)	1. 16–13	操作手順⑤について、発電課長(当直)への報告手順を追加(下線部参照) (旧)・・・外気取入れ運転への切替を行 <u>う</u> 。 (新)・・・外気取入れ運転への切替を行 <u>い、発電課長(当直)に報告す</u> <u>る</u> 。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等(SAT116-9 r.5.0)	1. 16–15	同上 また、相違理由を追記(下線部参照) (新) 【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)	
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等(SAT116 r.5.0)	1. 16–15	操作手順③ 記載表現の適正化(下線部参照) (旧) <u>作業</u> の準備を行う。 (新) <u>工具等</u> の準備を行う。	
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等(SAT116-9 r.5.0)	1. 16–17	同上 また,相違理由を削除(下線部参照) (旧) 【大飯】記載表現の相違 ・泊の工具等の準備は,「作業の準備」に含まれる。	
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等(SAT116-9 r.5.0)	1. 16–17	操作手順④ 相違理由 他社実績を追記(下線部参照) (旧) ・泊は・・・隔離手順を記載。 (新) ・泊は・・・隔離手順を記載。 (川内, 玄海, 伊方と同様)	
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等(SAT116-9 r.5.0)	1.16-17	操作手順⑦ 相違理由 他社実績を追記(下線部参照) (旧) ・泊は・・・操作手順④~⑦にてダンパ開処置を実施する。 (新) ・泊は・・・操作手順④~⑦にてダンパ開処置を実施する。 (川内, 玄海, 伊方,高浜1/2/3/4,美浜と同様)	
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等(SAT116-9 r.5.0)	1. 16–17	操作手順® 相違理由 他社実績を追記(下線部参照) (旧) ・泊の空気作動ダンパは・・・自動的に全閉となる。 (新) ・泊の空気作動ダンパは・・・自動的に全閉となる。(大飯と同様)	

No	資料名称	該当ページ	適正化內容	備考
333	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.16原子炉制御室の居住性等に関する手順等(SAT116 r.5.0)	1. 16–15, 16, 40, 41	常設代替交流電源設備により中央制御室空調装置を復旧する場合の操作手順について、発電課長(当直)への報告手順を追加また、手順の追加に伴い付番について修正(下線部参照) 【p1.16-15,16】(旧)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.16原子炉制御室の居住性等に関する手順等(SAT116-9 r.5.0)	1. 16–17, 18, 48	同上 また、相違理由を修正及び追記(下線部参照) 【操作手順⑨】 (旧) 泊は、・・・ダンパ開処置を災害対策要員が実施し、操作手順⑩にて 運転員(中央制御室)が・・・ (新) 泊は、・・ダンパ開処置を災害対策要員が実施し、運転員(中央制御室)が・・・ 【操作手順⑩】 (新)【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) 【大飯の操作手順⑨】 (新)【大飯】記載箇所の相違 ・泊は、操作手順⑨にダンパ開処置の完了確認を記載。 【操作手順⑲】 (新)【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)	
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等(SAT116-9 r.5.0)	1. 16-17	操作手順⑫ 相違理由 他社実績を追記(下線部参照) (旧)・・・手順を記載している。 (新)・・・手順を記載している。(高浜1/2/3/4,川内,玄海,美浜と同様)	
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等(SAT116 r.5.0)	1. 16-18	操作手順②について,発電課長(当直)への報告手順を追加(下線部参照) (旧)・・・中央制御室の照明を確保する。 (新)・・・中央制御室の照明を確保 <u>し,発電課長(当直)に報告</u> する。	
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等(SAT116-9 r.5.0)	1. 16-21	同上 また,相違理由を追記(下線部参照) (新) 【女川,大飯】記載方針の相違	
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等(SAT116 r.5.0)	1. 16–20, 25	 ※6,※7 記載表現の適正化(下線部参照) (旧)・・・の指示値が1×10⁵mSv/h以上。 (新)・・・の指示値が1×10⁵mSv/h以上<u>の場合</u>。 	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
39	1. 16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r. 5. 0)	とりまとめた資料-5 1. 16-25, 30	同上	
40	泊発電所 3 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116 r.5.0)	1. 16-21	(c) 操作の成立性 記載表現の適正化(下線部参照) (旧)・・・全面マスクの着用は可能である。 (新)・・・全面マスクの着用は <u>対応</u> 可能である。	
41	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等(SAT116-9 r.5.0)	1. 16-26	同上 また、相違理由を削除した。(下線部参照) (旧) <u>【女川】記載表現の相違</u>	
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等(SAT116 r.5.0)	1. 16-25	b. 操作手順 句点の追加(下線部参照) (旧) ・・・に示す (新) ・・・に示す。	
43	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等(SAT116-9 r.5.0)	1. 16-30	同上	
44	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.16原子炉制御室の居住性等に関する手順等(SAT116r.5.0)	1. 16-25	操作手順② 記載表現の適正化(下線部参照) (旧)・・・可搬型照明(SA)を設置し、可搬型照明(SA)を内蔵蓄電池に より点灯し照明を確保する。 (新)・・・可搬型照明(SA)を設置し、照明を確保する。	
45	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等(SAT116-9 r.5.0)	1. 16-30	同上	
46	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等(SAT116 r.5.0)	1. 16-28	(b)項 記載表現の適正化(下線部参照) (旧) 1.10.2.1(1) a. (新) 1.10.2.1(1) a. <u>(a)</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
47	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等(SAT116-9 r.5.0)	1. 16-33	同上	
48	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な 措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.5.0)	1. 16-33	大飯発電所 3 / 4 号炉欄 (b)項 誤記訂正(下線部参照) (旧) 「,」 (新) 「,」	
49	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な 措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116 r.5.0)	1. 16–29, 30	操作手順④,⑤,⑦ 記載内容の適正化し(下線部参照) (旧) ④ 運転員(現場)B及び災害対策要員は,現場でアニュラス全量排気弁操作用可搬型窒素ガスボンベによるBーアニュラス全量排気弁への代替空気(窒素)供給のための可搬型ホース接続及び系統構成を実施する。 ⑤ 運転員(現場)B及び災害対策要員は,現場でアニュラス全量排気弁操作用可搬型窒素ガスボンベにより代替空気(窒素)を供給する。 ⑥ 発電課長(当直)は,Bーアニュラス全量排気弁へのアニュラス全量排気弁操作用可搬型窒素ガスボンベを・・・ (新) ④ 運転員(現場)B及び災害対策要員は,現場でアニュラス全量排気弁操作用可搬型窒素ガスボンベクの使用準備を行い,窒素を供給するための系統構成を行う。 ⑤ 運転員(現場)B及び災害対策要員は,現場で他の系統と連絡する弁の関を確認後、アニュラス全量排気弁弁操作用可搬型窒素ガスボンベより窒素を供給し、Bーアニュラス全量排気弁の空気供給配管に充気する。充気が完了すればBーアニュラス全量排気弁へ窒素を供給する。 ⑦ 発電課長(当直)は,アニュラス全量排気弁へ窒素を供給する。	
50	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な 措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r.5.0)	1. 16–35, 36	同上 また,操作手順④,⑤,⑦の相違理由を削除(下線部参照) (旧) <u>【大飯】記載表現の相違</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
51	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.16原子炉制御室の居住性等に関する手順等(SAT116r.5.0)	1. 16–29, 30	アニュラス空気浄化設備の運転手順について、発電課長(当直)への報告手順を追加(下線部参照) 【操作手順⑥】(新) ⑥ 運転員(現場) B及び災害対策要員は、アニュラス全量排気弁操作用可搬型窒素ガスボンベを用いたB系アニュラス空気浄化設備の運転による放射性物質の濃度低減の系統構成が完了したことを発電課長(当直)に報告する。 【操作手順の付番修正】(旧) ⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、① (新) ⑧、⑨、⑩、⑪ (五) (田) ・・の運転確認を実施し、アニュラス内圧力が低下することを確認する。(新)・・・の運転により、アニュラス内圧力が低下することを確認し、発電課長(当直)に報告する。 【操作手順⑪】(旧)・・・運転確認を実施する。(新)・・・運転確認を実施する。(新)・・・運転確認を実施する。(新)・・・運転確認を実施し、発電課長(当直)に報告する。	
52	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等(SAT116-9 r.5.0)	1. 16–36	同上 また、相違理由を追記(下線部参照) 【操作手順⑥】 (新) 【操作手順⑨】 (新) 【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) 【操作手順⑪】 (新) 【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)	
53	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.16原子炉制御室の居住性等に関する手順等(SAT116r.5.0)	1. 16–30	操作手順® 記載表現の適正化(下線部参照) (旧) ・・・B-アニュラス全量排気弁を開 <u>とする。</u> 又は <u>,</u> 自動で開となる ことを確認する。 (新) ・・・B-アニュラス全量排気弁を開又は自動で開となることを確認 する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化內容	備考
54	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等(SAT116-9 r.5.0)	1. 16-36	同上	
55	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等(SAT116 r.5.0)	1. 16-31	(2)項 2パラグラフ目 記載表現の適正化(下線部参照) (旧)操作の判断 <u></u> 確認・・・ (新)操作の判断 <u>及び</u> 確認・・・	
56	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等(SAT116-9 r.5.0)	1. 16–40	同上 また、相違理由を削除(下線部参照) (旧) <u>【大飯】記載表現の相違</u>	
57	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等(SAT116 r.5.0)	1. 16-31	(3)項 1パラグラフ目 記載表現の適正化(下線部参照) (旧)・・・低減する手順として・・・ (新)・・・低減する手順 <u>の手段</u> として・・・	
58	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等(SAT116-9 r.5.0)	1. 16-40	同上	
59	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等(SAT116 r.5.0)	1. 16-32, 53, 54	(4)項,第1.16.16図 操作手順の修正に伴う記載適正化(下線部参照) (旧) <u>Bーアニュラス全量排気弁への代替空気(窒素)</u> 供給のための <u>可搬型ホース接続及び</u> 系統構成 (新)アニュラス全量排気弁操作用可搬型窒素ガスボンベの使用準備,窒素供給のための系統構成	
60	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等(SAT116-9 r.5.0)	1. 16-41, 62, 63	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
61	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等(SAT116-9 r.5.0)	1. 16-43~45	監視計器一覧 相違理由に他社実績を追記(下線部参照) (旧) ・判断基準「電源」について、泊は母線の電圧及び外部電源の電圧を記載。 (新) ・判断基準「電源」について、泊は母線の電圧及び外部電源の電圧を記載。 (川内、玄海と同様)	
62	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.16原子炉制御室の居住性等に関する手順等(SAT116r.5.0)	1. 16–51	第1.16.14図 弁名称の追加(下線部参照) (新) <u>A-アニュラス少量排気弁</u> , <u>B-アニュラス少量排気弁</u>	
63	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等(SAT116-9 r.5.0)	1. 16–59	同上	
64	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料1.16原子炉制御室の居住性等に関する手順等(SAT116r.5.0)	1. 16–52	第1.16.15図 記載の適正化及び誤記訂正(下線部参照) (旧) 運転員(現場) A (新) 運転員(現場) B (旧) ⑦⑧ (新) ⑧ (旧) ※3:・・・試料採取室排気隔離ダンパ閉処置を <u>想定</u> した作業時間に・・・(新) ※3:・・・試料採取室排気隔離ダンパ閉処置の実績を考慮した作業時間に・・・	
65	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表1.16原子炉制御室の居住性等に関する手順等(SAT116-9 r.5.0)	1. 16–59	同上	